

別紙4 警備業務委託共通仕様書

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、施設警備に関する業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は、警備対象施設において起こりうるあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

3 業務内容

(1) 警備方法

警備業務対象施設の警備業務を機械警備により行うものとする。

機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を、受注者の基地局（機械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設）に設置する受信機器へ送信し、その受信機器の表示により、警備員が警備業務対象施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(2) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

ア) 警備業務用機械装置

- ① 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- ② センサーが感知した内容を表示する機能
- ③ 火災発生を感知する機能
- ④ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑤ 非常通報装置により非常信号を感知する機能
- ⑥ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- ⑦ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- ⑧ 一般公衆回線の断線を監視する機能
- ⑨ 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

イ) 業務内容

- ① 基地局において盗難等の事故や破壊行為等不法行為の発生、その他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の

有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ・ 現場に応じた緊急措置
 - ・ 施設管理担当者への連絡
 - ・ 基地局への連絡
 - ・ 警察、消防署等への通報
- ② 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに発注者に通報するものとする。
- ③ 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「三重県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行するものとする。

4 警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 設置

- ① 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。ただし、警備に必要な機器類の電気使用料については、発注者の負担とする。
- ② 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。

(2) 取替え

発注者は履行開始後、受注者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、受注者の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(3) 変更

受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議のうえで、受注者の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤去

履行期間終了後は、発注者が不要と認めた場合を除き、受注者が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

(5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

5 業務の引き継ぎ

契約の解除または終了に伴い、次期業務受注者が決定されたときは、受注者の責任により次期業務受注者が円滑かつ支障なく業務ができるよう、発注者が必要と認める期間において、良心的に業務の引き継ぎを漏れなく行うとともに必要な資料をすべて提供するものとする。

6 提出書類

受注者は警備業務履行にあたり、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

(1) 業務計画書

警備業務実施に先立ち、施設管理担当者と協議のうえ作成し、次の事項を記載すること。

- ① 本警備業務の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図
- ② 警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画
- ③ 基地局又は待機所から施設までの路程及び移動時間
- ④ その他施設管理担当者が指定した事項

(2) 施設に出入する警備員の名簿

(3) 業務報告書

各月の警備業務の提供が完了したときは、職員の履行確認を受け、提出するものとする。

7 その他

施設の改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合、発注者は事前に受注者へ通知するものとし、当該工事費は発注者・受注者協議のうえ、定めるものとする。

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ、決定するものとする。